

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

募集要項に関する質問回答

令和7年9月

岡山市

(1) 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	11	4	(6)	②		技術資料等提出書類	提出書類の部数をご指示下さい。(正:○部、副:○部)	各1部とします。
2	13	5	(7)			開札方法等に関する事項	「税抜き許容価格」の定義、及び具体的な金額をご教示ください。	「税抜き許容価格」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格の税抜価格をいいます。なお、具体的な金額をここで提示することは出来ません。
3	14	8	(1)			申請書等	提出書類の部数をご指示下さい。(正:○部、副:○部)	各1部とします。
4	22				別紙3 共通	本件事業に係るリスク分担(許認可遅延リスク)	「事業者が実施する認許可取得の遅延に関するものが事業者負担となっていますが、帰責事由が事業者にない場合は免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであれば、ご理解のとおりです。
5	22				別紙3 共通	本件事業に係るリスク分担(事故の発生リスク)	本リスクが貴市に帰責する事由以外は事業者負担となっていますが、不可抗力などで帰責事由が事業者にない場合は免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
6	22				別紙3 共通	本件事業に係るリスク分担（第三者賠償リスク）	「事業者が実施する業務に起因して発生する事故・・・」が事業者負担となっておりますが、事業者が善良な管理者としての善管注意義務を果たしていたのにも関わらず損害が発生した場合は、免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	本件事業のうち、本件業務に関するご質問であれば、ご理解のとおりです。
7	23				別紙3 設計	本件事業に係るリスク分担（建設着工遅延）	「上記以外の要因によるもの」が事業者負担となっておりますが、事業者の事由によらない天災および第三者の要因によるものは、免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	23				別紙3 建設	本件事業に係るリスク分担（工事費増大リスク）	「上記以外の要因によるもの」が事業者負担となっておりますが、事業者の事由によらない天災および第三者の要因によるものは、免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。
9	23				別紙3 建設	本件事業に係るリスク分担（工事遅延リスク）	「上記以外の要因による・・・」が事業者負担となっておりますが、事業者の事由によらない天災および第三者の要因によるものは、免責されるものとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。

(2) 基幹的設備改良工事要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	11	第1章	第2節	1-2-8		電波障害対策	本工事は、新たな施設を建設する工事ではなく、既存の施設を長く稼働できるように延命化(改造)する工事であり建造物(工場や塔等)を建てる工事ではないため、電波伝搬経路調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	工事中に設置する大型のクレーンが電波伝搬障害に影響しないかご確認いただくための規定とご理解ください。
2	11	第1章	第2節	1-2-9		発電設備の接続検討申込書及び工事費負担金	「中国電力ネットワーク(株)の系統との連系接続に係る工事費負担金は本市の負担とするが、契約申込については、設計施工事業者が本市に代わって代行するものとする。」とありますが、契約は岡山市と中国電力ネットワーク(株)の間となり、申込等の手続きのみを事業者が代行者するものと理解してよろしいでしょうか。また、連系接続に係る工事の施工管理は、事業者(代行者)ではないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
3	11	第1章	第2節	1-2-9		発電設備の接続検討申込書及び工事費負担金	「設計施工事業者は、本件施設の実施設計に際して中国電力ネットワーク㈱に対して接続条件について照会し、自らの責任と負担で接続検討申込を実施すること。」とありますが、接続検討申込の回答結果は事業者の責任ではなく、当該回答結果に伴い設備の増設、改造等が発生する場合の費用は貴市にて別途ご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市から事前に接続検討申込をした結果の接続検討回答書をご開示頂ける時期についてご教示ください。	ご理解のとおりです。 接続検討の回答書については、契約後、事業者に提示します。
4	22	第1章	第4節	1-4-4-1	(1)	建設工事の責任者及び管理（副現場代理人の配置）	本項目の副現場代理人はそれぞれの工事の管理について兼任できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	22	第1章	第4節	1-4-4-1	(3)	建設工事の責任者及び管理（管理技術者の資格）	「建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者または、監理技術者を配置し、建設業法に必要な資料等を提出すること。」とありますが、本工事の監理技術者の資格は、「清掃施設工事業」または「機械器具設置工事業」のどちらかとの理解でよろしいでしょうか。	「清掃施設工事業」です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
6	23	第1章	第4節	1-4-5	(4)	検査	「本市が指定する主要機器の検査及び試験は、本市の立会のもとで行うものとする。」ありますが、ここで言う「本市が指定する主要機器」をご教示下さい。また、検査対象機器の点検場所が遠隔地であっても、「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に従うので、遠隔地でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で具体的に想定している機器はありません。実施設計時の協議によるものとします。 また、遠隔臨場の実施は、事業者と監督員間の事前協議が整った場合に実施するものとします。
7	23	第1章	第4節	1-4-6-1		敷地並びに工事区域	「敷地は添付資料-1による。なお設計施工業者現場事務所などのための用地を敷地外に求める場合に、設計施工事業者が準備するときは、用地などを含めた費用は設計施工事業者が負担する。」と記載ありますが、添付資料-3で図示された資源回収所跡地の使用に際しては事業者費用はないとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市より斡旋していただける場所、その場合の事業者の費用負担の有無についてご教示ください。	事業者の費用負担を含め、本市から斡旋可能な敷地については協議によるものとします。
8	23	第1章	第4節	1-4-6-2	(1)①	工事の基本手順と条件等	資源回収所を含めた既存施設等の撤去工事について撤去範囲は仮設としての使用に支障が無い範囲（地上部分のみを想定）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
9	23	第1章	第4節	1-4-6-2	(1)①	工事の基本手順と条件等	「資源回収所を含めた既存施設等の撤去工事を実施すること。」とありますが、既存施設の図面等の詳細資料をご提供ください。また、本工事完了後は当該撤去施設の復旧は不要（更地として返却）との理解でよろしいでしょうか。	本件工事における既存施設の撤去工事は資源回収所を想定しています。資源回収所の図面については、参考資料1に示します。 また、本件工事後の復旧については見込まないものとします。なお、本件工事において、土地の形質変更を伴う工事は最小限となるように努めてください。
10	25	第1章	第4節	1-4-6-2	(5)	供給機能の確保	「本件施設から各所へ電力等を供給していることから、工事期間中、これら機能が途絶えないように計画すること。」とありますが、施設全停止期間は、電力と上水の供給ができなくなることについては、貴市と協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 2029年2月に受変電工事の為、5日間全停電期間します。 ①当新田事業所 ②洗車場 ④整備棟 の電力供給は仮設発電機での対応します。 ①当新田事業所 ②洗車場 ④整備棟 の上水は水道からの利用とします。 ③余熱利用施設への低圧蒸気は供給を停止します。 詳細は、貴市と協議の上、工事施工計画書に反映させるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、協議によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
11	26	第1章	第4節	1-4-6-5	(1)	周辺施設調査等	本工事は新たな焼却施設を建造する工事ではなく、既設の施設を延命化する工事であり掘削工事は無いため、家屋調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	工事要求水準書のとおりとします。
12	26	第1章	第4節	1-4-6-6		工事車両	「やむを得ず国道30号線から進入する場合は、事前に地元住民の了解を得る～」とありますが、地元住民への説明及び合意は、貴市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	工事の施工上、地域住民への交渉及び説明は、本市が行うものとします。設計施工事業者はこれに誠意を持って協力するものとします。 また、説明会などを開催した際には、事業者も同席し、技術的な質問等に関して回答していただくことを想定しています。
13	33	第1章	第4節	1-4-6-21	(2)	保険の付保	事業者が加入する保険に「建設工事保険（火災保険を含む）」が記載してありますが、新施設の建物や棟を建設する際に加入する保険であり改良工事には不要あることから、不要との理解でよろしいでしょうか。	工事要求水準書のとおりとします。
14	33	第1章	第4節	1-4-6-24	(2)	広報用のウェブサイト	本件工事は、新施設建設工事ではなく既存施設の改良工事ですので、工事の広報用ウェブサイトの開設は不要との理解でよろしいでしょうか。	契約後の協議によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
15	34	第1章	第4節	1-4-6-26		岡山市建設キャリアアップシステムの活用について	本システムの活用は新施設建設工事で発揮するものであり本件改良工事には活用できないため、対象外との理解でよろしいでしょうか。	契約後、設計施工事業者が本市に対し建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用有無を通知することとします。
16	35	第1章	第5節	1-5-1	表1-5	性能保証事項 必須性能②	「各炉について連続して 90 日以上安定稼働を達成できること。」との記載がありますが、異物混入による機器の一次停止や、クリンカ付着物の清掃のための設備停止期間は除外し、ごみ搬入計画状況を踏まえながら連続運転確認を行い、90 日以上連続運転が出来れば達成との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	38	第1章	第6節	1-6-1-2	(1)	試運転・引渡し 予備性能試験方法	予備性能試験期間中は2炉定格運転を行うこととなっていますが、対象系列毎（1炉ずつ）に予備性能試験を行うことで宜しいでしょうか。	1 炉毎の予備性能試験とします。
18	38	第1章	第6節	1-6-1-2	(3)	試運転・引渡し 予備性能試験の評価	「排ガス測定などは公定法で測定する」とありますが、予備性能試験では DCS データと常設の連続分析計の数値にて評価するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、契約後の協議によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
19	38	第1章	第6節	1-6-1-3	(2)	試運転・引渡し引渡性能試験方法	2 炉同時運転を行うこととなっていますが、本工事は系列ごとに工事を行うことから、片方の1 炉毎に運転して引渡性能試験を行うことで宜しいでしょうか。 2 炉同時運転は、工事最終年度に発電設備や敷地境界の騒音、CO2 削減率などの確認試験を行うよう考えています。詳細は、試験要領書にて協議の上、実施することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし共通系の設備の引渡性能試験については、2 系列それぞれの工事が完了した後に実施するものとします。
20	39	第1章	第6節	1-6-1-5	(1)	試運転・引渡し軽負荷確認試験方法	定格処理能力 115t/24h 炉の 70%負荷の場合、80t/d 炉となり燃焼温度を保つ為の助燃焚き運転となります。助燃運転となる場合は試験時間を 4 時間程度に短縮することなどとし、詳細は試験要領書にて協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
21	41	第1章	第6節	1-6-4	(1)	竣工図書②、③	見開き製本（見開き A1 判）3 部、縮刷版見開き製本（見開き A2 判）3 部とありますが、本件工事は、建設工事では無く改良工事ですので、「製本は A3 版を基本とし、図書内容によって貴市から要求があるものについてのみ A1、A2 判を提出」について協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計時の協議によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
22	43	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 1 ごみ処理能力	処理能力は115t/d×8,900 kJ/kg(基準ごみ質)＝42,645MJ/hの入熱ベースを基準とし、DCSにより計算された低位発熱量に応じで処理能力を調整しながら、各種の公害防止基準関係の性能を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。工事要求水準書に記載のとおり、計画ごみ質については、実施設計中においても傾向を監視したうえで、本市との協議により定めるものとします。
23	43	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 3 排ガス	排ガス中の性能保証項目の測定場所が、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀「バグフィルタ入口及び煙突において本市の指定する箇所」、一酸化炭素の測定箇所「ボイラ出口、煙突出口において本市の指定する箇所」、ダイオキシン類の測定箇所「バグフィルタ出口及び煙突において本市の指定する箇所」とされています。各性能保証項目の測定場所は「煙突」のみとの理解でよろしいでしょうか。	性能保証（排ガス基準値）については、ご理解のとおりです。 引渡性能試験の際には、本件施設の環境性能を確認するためにバグフィルタ入口又は出口での測定を規定しています。
24	44	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 4 飛灰	焼却残さ資源化事業者の受入れ基準をご教示ください。	焼却残さ資源化事業者については、工事要求水準書に記載のとおり、本市が入札により決定するものであるため、現時点において、確定している受入基準はありません。 参考として、現在本市が委託している資源化事業者の受入基準を以下に記します。 受入基準：なし

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
25	45	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 9 二酸化炭素削減効果	3.0%以下と記載してありますが、3.0%以上の間違いではないでしょうか。	誤記です。3.0%「以上」が正です。
26	45	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 11 非常用発電機	「11 非常用発電機 試験方法「JIS B 8014」又は「JIS B 8041」による。」とありますが、その他 JIS 規格、JEM、防災用自家発電装置技術基準（NEGA C311）、国土交通省公共件建築工事標準仕様書等に準じる形でよいとの理解でよろしいでしょうか。	工事要求水準書のとおりです。
27	45	第1章	第6節	1-6-1-3	表1-6	引渡性能試験の項目と方法 12 緊急作動試験	「中国電力系統からの受電、蒸気タービン発電機が同時に10分間停止した場合、非常用発電機が稼働し安全に設備を停止することが確認できる試験」として検討していますがその理解でよろしいでしょうか。また、詳細は試験要領書にて協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
28	45	第1章	第7節	1-7-1-1	(1)	施工の契約不適合責任及び保証期間（建築工事関係） ①～⑪	①～⑪の対象物の中には、本工事では施工しない作業が含まれています。それらの保証書の提出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。また、シーリング材などのメーカー保証書の入手が困難なものは、協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
29	46	第1章	第7節	1-7-2-3	(1)①イ, (2)①イ	契約不適合判定基準	外観上に変形、われ、亀裂等が、軽微なもの、想定される使用・通常想定される劣化である場合は、契約不適合から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	工事要求水準書のとおりです。
30	47	第1章	第7節	1-7-3-1		設計に関わる性能要件の確認方法と契約不適合の判定	「性能確認試験は、引渡し後2年間の内、1年間において貴市と事業者双方の協力のもと実施する。」とあります。 性能確認試験は、運營業務にて年1回の測定・分析を行う結果を使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	52	第2章	第2節	2-2-1-1		主要諸元(3) 設備能力	指定するごみ質の全ての範囲について設備能力を可能とするとあります。処理能力は $115\text{t/d} \times 8,900 \text{ kJ/kg (基準ごみ質)} = 42,645\text{MJ/h}$ の入熱ベースを基準とし、DCSにより計算された低位発熱量に応じて処理能力は調整できるとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計時に設定する本件施設の計画ごみ質の範囲において、工事要求水準書「表1-5 性能要件」に示す必須性能①及び②を満たすことができるとご理解ください。
32	52	第2章	第2節	2-2-1-1		主要諸元(5) 処理対象物	「脱水汚泥」、「し渣」、「可燃性残渣」、「災害廃棄物」の想定されている性状、搬入割合をご教示ください。	性状、搬入割合共に現在提示できるものではありません。搬入前に、本市と事業者の間で搬入の可否及び搬入量について協議するものとします。
33	65	第3章	第3節	3-3-10		低圧蒸気復水器	工事内容は、高圧蒸気復水器を撤去するスペースに能力を増強した低圧蒸気復水器を設置する工事を考えています。更新範囲と仕様(蒸気処理量や伝熱面積)は、蒸気復水器置場の設置スペースを最大限活用することで事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
34	66	第3章	第4節	3-4-2		消石灰供給装置	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違っていますが、本章記載の通り「消石灰貯留槽(既設利用)、消石灰貯留槽定量供給装置(一部更新)」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	66	第3章	第4節	3-4-3		反応助剤供給装置	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違っていますが、本章記載の通り「反応助剤定量供給装置(一部更新)」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	67	第3章	第4節	3-4-5-3		排ガス処理空気発生装置	機器名称は「排ガス処理空気圧縮機」が正との理解でよろしいでしょうか。また工事内容は、空気槽を除いた空気圧縮機本体の更新との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	67	第3章	第4節	3-4-6		集じん装置	工事内容は、バグフィルタ本体、ダスト取出し装置、温風循環装置、底部加温装置、ダストコンベヤ、関連する付属設備一式の更新を考えています。更新範囲と仕様(拡大するろ過面積数や材質)は、排ガス処理性能を満足することで事業者提案との理解でよろしいでしょうか。なお、機器の入替えには工場棟の屋根開口を計画しますが、屋上の一部について防水塗装工事をいたします。	前段については、ご理解のとおりです。 屋上防水塗装工事の実施についても可とします。
38	69	第3章	第5節	3-5-7		プラント補給水ポンプ	工事内容は、現長期包括事業において1台はIE3電動機へ更新済みの為、工事対象はポンプ1台を更新するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
39	69	第3章	第5節	3-5-9		プラント 冷却塔揚 水ポンプ	「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」に記載はありませんが、本章記載の通り「更新」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	70	第3章	第5節	3-5-14		温度調節 用ポンプ	「更新」とありますが、現在ポンプは使用されていないことから工事対象外とさせていただき、プラント冷却塔能力UPに関連するプラント用揚水ポンプを新たに更新するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	70	第3章	第7節	3-7-1		蒸気ター ビン	工事内容は、蒸気タービン本体、給油装置、タービンバイパス装置、調速及び保安装置、発電機室クレーン、タービン安全弁消音器、関連する付属設備一式の更新を考えています。 更新範囲と各仕様は発電出力3,300kWへ能力UPすることで事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 また機器の入替えには、基礎改造、工場棟の壁開口、付属の配管ダクト改造も含めて施工いたします。	ご理解のとおりです。
42	72	第3章	第8節	3-8-1-1		一次送風 機	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違ってはいますが、本章記載の通り「整備の上、改造する。」が正との理解でよろしいでしょうか。また工事内容は、既設の点検整備状況から電動機のみをIE3へ更新するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
43	72	第3章	第8節	3-8-3		風道	「既設利用」について、第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目 では「送風機、通風機の更新に 応じて更新する。」とありますが、「既設利用」が正との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
44	73	第3章	第8節	3-8-4 3-8-7		煙道	3-8-4 は「既設利用」、3-8-7 は「更新」とありますが、第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目の通り「ボイラー出口～反応塔入口間を更新する。バグフィルタ入口部分を更新する。」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	73	第3章	第3節	3-8-8		煙突	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違っていますが、「内筒に SUS の内張を全面的に整備する。」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	74	第3章	第9節	3-9-4-2		不燃物スキップホ イスト	「更新」とありますが、既存の点検整備状況から、主要部品の交換との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	75	第3章	第9節	3-9-8-3		バケット コンベヤ	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違っていますが、工事内容は、既設の点検整備状況から、主要部品の交換との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
48	76	第3章	第9節	3-9-11		固化物クレーン	工事概要が「第2章 第3節 表2-4 主要な工事項目」と違っていますが、「整備する。(シーケンサー、ロードセル更新含む)」が正との理解でよろしいでしょうか。 自動窓拭装置 工事内容は、既設の点検整備状況から走行レールを除いた窓拭装置本体の更新との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	77	第3章	第10節	3-10-10		自動窓拭装置	工事内容は、既設の点検整備状況から走行レールを除いた窓拭装置本体の更新との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	79	第3章	第11節	3-11-1-2		高圧受配電盤	「既設利用」とありますが、第2章の表2-4 主要な工事項目 では「本件工事内容に対応して一式改造する。」とあります。 工事内容は事業者提案とし、本件工事内容に応じて必要な盤を改造するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	79	第3章	第11節	3-11-2-1		低圧主幹盤(ロードセンタ)	「更新」とありますが、工事内容は事業者提案とさせていただき、本件工事内容に応じて必要な盤を改造する工事を考えていますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	79	第3章	第11節	3-11-4-3		固化物クレーン制御盤	「既設利用」とありますが、固化物クレーンの整備と合わせてシーケンサー類の電気部品を交換との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	80	第3章	第11節	3-11-4-12		高圧蒸気復水器制御盤	「更新」とありますが、高圧蒸気復水器の撤去にともない本盤は撤去との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
54	81	第3章	第11節	3-11-6-1 3-11-6-2	3)(1) 3)(3)	非常用発電設備 (更新) 原動機 (更新) 発電機 (更新)	原動機出力〔520〕ps、発電機容量〔420〕kVAについては、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	82	第3章	第11節	3-11-7	3)(3)	無停電電源装置 (更新)	出力〔交流 105V 60Hz、直流 120.4V〕については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
56	82	第3章	第11節	3-11-9		資源回収所キュービクル (移設) (更新)	資源回収所キュービクルが移設と更新の両方を記載されておりますが、既設盤を流用し、移設のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	82	第3章	第11節	3-12-1		中央監視盤(更新)	中央監視盤が更新となっておりますが、既設盤を流用し、改造との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	83	第3章	第11節	3-12-2-3		ITV制御装置(更新)	ITV装置をデジタル式に更新するにあたり、関連する制御装置の型式や数量などは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	85	第3章	第11節	3-12-4	1)	排ガス02濃度計 (更新)	02 ジルコニア式となっておりますが、形式は事業者提案(レーザー式など)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
60	85	第3章	第11節	3-12-7	1)	6成分分析計(更新)	6成分分析計(更新)となっておりますが、ばいじん計(更新)の間違いではないでしょうか。6成分分析計として、盤内に4成分分析計、塩化水素濃度計、ばいじん計を収納するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	87	第4章	第1節	4-1-1		プラットホーム床補修工事	補修工事内容は、既設の点検整備状況から No.3～No.5 ごみ投入扉前の床の補修と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	87	第4章	第1節	4-1-2-1		建築設備用冷却塔	「一部更新」とありますが、「本体の更新」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	87	第4章	第1節	4-1-5		エレベーター	工事内容は、既設の点検整備状況から事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(3) 第2期長期包括運營業務要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1章	第1節	1-3-2		処理対象物及び年間処理量	年間処理量について、「社会情勢によっては、最大 64,900t／年までの範囲で変更することがある」とあります。基幹的設備改良工事要求水準書による処理能力 230t／日とすると、年間 282 日の運転が必要となり、清掃や定修を施工するとかかなり厳しい運転条件となります。つきましては、本施設の安定、安全、安心な稼働を鑑み、処理量増加が見込まれる場合については協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、協議によるものとします。
2	9	第1章	第4節	1-4-2-2	(1) ③	受付管理業務 手数料徴収代行業務	ごみ搬入者からの徴収方法及び貴市への引渡し方法について「本市が定める方法」とありますが、人員体制の検討に必要となるため、その方法を具体的にご教示ください。	岡山市会計規則(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 6 号)第 24 条、第 28 条、第 29 条、第 35 条、第 44 条の 2 の規定によります(参考資料 2)。具体的な取扱い、契約後、事前準備期間中に協議により決定するものとします。
3	10	第1章	第4節	1-4-2-2	(1) ③	受付管理業務 手数料徴収代行業務	「運営事業者は、帳簿を備え付け、これに公金事務(地方自治法第 243 条の 2 に規定する公金事務をいう。以下同じ。)に関する事項を記載し、及びこれを保存すること。」とありますが、帳簿に関しては貴市指定フォーマットをご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	帳簿の例を参考資料 3 に示します。この書式により難しい場合は、この書式に準じて作成してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
4	14	第1章	第4節	1-4-2-2	(4) ⑦	その他業務 災害時の 対応	「本市の指示に従い、本件業務を行うこととし、災害廃棄物を受け入れること。」と記載されていますが、その時のピット等の状況により受入れ可能量が変えることがあることから、受入れ量は、貴市と事業者との協議により決定すると理解してよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
5	15	第1章	第4節	1-4-2-2	(4) ⑳	その他業務 関連事業 等への協力	「運営事業者は、本件施設及び本件敷地内及び周辺での本市及び関係団体が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力するものとする。」とあります。現在の運営ではそのような事業はありませんが、現時点で想定されている事業等がございましたらご教示ください。	隣接する公園の利用者向けに、本件敷地の一部を駐車場として開放することがあります。 その他の事業等が実施される際は、協議するものとします。
6	15	第1章	第4節	1-4-2-2	(4) ㉒	その他業務 住民対応	「住民等の意見・苦情等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに本市に報告し、対応等について本市と協議を行うこと。」とありますが、搬入者の苦情により車両の渋滞が発生してしまった場合などの重大な事象が発生した際は、貴市の職員が本施設へ臨場してご対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市職員の臨場は、そのときの状況に応じて本市が適切に判断するものとします。
7	16	第1章	第4節	1-4-2-3		業務委託 期間終了 時 の取扱い	「業務委託期間終了時には、本件施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す。なお、規定数量は本市との協議による。」とありますが、現時点で想定されている規定数量をご教示ください。	協議によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
8	18	第1章	第4節	1-4-3	(4)	本市の業務範囲 見学者予約の対応	貴市の業務として「本件施設の見学者予約受付を行い、予約状況の管理を行う。」との記載がありますが、予約の集中を回避すべく平準化を図ることなど、円滑で安全な見学者の対応を鑑み、協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
9	21	第1章	第6節	1-6-1-1		委託費の構成等	「本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本市に帰属するものとし、小売電気事業者等との売電契約等については本市が行う。ただし、運営事業者はその契約手続きにおいて本市に協力することとする。」とありますが、売電契約等に係る費用については貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	発電側課金については、ご理解のとおりです。
10	30	第2章	第2節	2-2-4-2		プラットホーム誘導・案内・指示等	「運営事業者は、本市が実施する不定期の展開検査（搬入車両の中身の検査）について、作業補助やスペースの確保等に協力すること。」とありますが、展開検査の頻度、補助の範囲をご教示ください。	契約後、事前準備期間中に協議により決定するものとします。
11	31	第2章	第2節	2-2-5-2		本市が行う電力自己託送及び売電等に係る支援	「自己託送に係る託送料金及び工事費負担金については、本市負担とする。なお、その他事務手続きに関する費用については、運営事業者負担とする。」とありますが、系統連係に係るノンファーム制御用費用等も貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
12	47	第2章	第5節	2-5-8		保険への加入	貴市が加入している「公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（火災保険）」の保険金額（限度額）、免責金額及び適用除外等について可能な範囲でご教示ください。	現在の保険加入状況を、参考資料4に示します。

(4) 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	第 19 号	注 6)				施工及び運営に関する課題に係る技術的所見	「記入用紙は「様式第 18 号（提案様式）」とし、A 4 サイズ 1 枚(図表可)で、表面に具体的な施工計画を記入してください。」とありますが、様式第 19 号と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	第 20 号	注 6)				品質管理に関する課題に係る技術的所見	「記入用紙は「様式第 19 号（提案様式）」とし、A 4 サイズ 1 枚(図表可)で、表面に具体的な施工計画を記入してください。」とありますが、様式第 20 号と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(5) 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(6) 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(7) 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	12	30	1			不可抗力による損害	「不可抗力」には、発注者と受注者のいずれの責めにも帰さない感染症の流行による影響や、紛争をはじめとした世界情勢の変化に伴う物品調達や物価高騰による影響なども含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(8) 運營業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	11	30	2			処理不適物	「ごみ投入ホッパに投入した後であっても、処理不適物を選別し排除することが可能であるとき」とは、通常の運轉業務の水準に照らし可能であるとき、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	13	35	3			大規模修繕工事への対応	「経年劣化及び摩耗等により、受託者が適切な運営管理を行ったとしても避けられない大規模修繕工事であると発注者及び受託者の協議の上発注者が認める場合は、発注者が当該大規模修繕工事に係る費用（大規模修繕工事に伴い発生する処理対象物の代替処理に係る費用を含む）を負担するものとする。」とありますが、原則として受注者の責に帰すべき事由がない場合には貴市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
3	15	40	2			性能未達時の対応	「処理能力の低下」の判断基準としては、基本的に要求水準書に明示された能力を下回る場合等という理解で宜しいでしょうか。	工事要求水準書「表 1-5 性能要件」に示す必須性能①及び②を下回る場合とご理解ください。
4	11	31	4			処理対象物の受入れ	本項の費用発生の原因が、受託者・発注者双方にある場合、当該費用の負担割合は協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
5	9	25	1			実績報告書	(2)月報、(3)年報についても(1)日報と同様に「詳細は発注者との協議によるものとする。」との理解でよろしいでしょうか。	体裁や内容については、事前準備期間中の協議によるものとします。
6	37	別紙 3	1			ごみ処理能力	「運転管理値：設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された処理能力曲線以上とする。」とありますが、別紙 4_表 2 に示された処理性能を満たすことの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。